



2018 年合格目標

早稲田合格答練を活用した 合格への戦略！

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校 姫野 寛之

TAC

1 答練の一般的意義

- (1) 演習
- (2) 知識の習得

2 答練の選択

3 答練の活用法

- (1) ペースメーカー（予習時）
- (2) 知識の確認（予習時・復習時）
- (3) 時間配分（演習時）
 - ① 午前の部
 - ② 午後の部1問：1分25秒
※ 択一式問題を1時間（マーク作業10分を含む。）で解答するとした場合
- (4) 解法の実践（演習時）
 - ① 択一式問題
 - ② 記述式問題
- (5) 解き直し
 - ① 択一式問題と記述式問題
 - ② 科目

4 早稲田合格答練の解説講義

(1) 内 容

- ① 択一式問題－出題可能性の提示，論点の解説
- ② 記述式問題－解法の解説

(2) オリジナルレジュメ

第Ⅹ問 [新株予約権買取請求]

	①発行時の定め ※1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権
合併	有(236 I ⑧イ)	金銭 ※2	—	有(787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	整合	無
	無	金銭 ※2	—	有(787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	—	有(787 I ①, 808 I ①)
会社分割	有(236 I ⑧ロハ)	新株予約権 ※3	整合	無
		(不消滅)	—	有(787 I ②イ, 808 I ②イ)
	無	新株予約権 ※3	—	有(787 I ②イ, 808 I ②イ)
		(不消滅)	—	無
株式交換 株式移転	有(236 I ⑧ニホ)	新株予約権 ※4	整合	無
		(不消滅)	—	有(787 I ③イ, 808 I ③イ)
	無	新株予約権 ※4	—	有(787 I ③イ, 808 I ③イ)
		(不消滅)	—	無

※1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。

※2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。

※3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ②括弧、808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい(758⑤イ)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という(763⑩イ)。

※4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい(768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という(773 I ⑨イ)。

* 新株予約権買取請求の手続は、一般的な新株予約権買取請求の手続(118・119)と同様である。なお、新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、吸収型再編の場合は効力発生日に、新設型再編の場合は設立会社の成立の日に、それぞれ生ずる(788VI, 809VI)。

2018 年合格目標 早稲田合格答練を活用した合格への戦略！

<MEMO>